

ID: 7

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	土地占用の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	河川法 第100条において準用する第24条		
<b>法令番号</b>	昭和39年法律第167号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第24条の規定による。                  (土地の占用の許可)</p> <p>第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)</p> <p>3 第24条(土地の占用の許可)</p> <p>(1) 審査基準</p> <p>河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては 「河川敷地占用許可準則 (平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で」 許可することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	新規18日・更新7日(通知による。)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日